

第3次結城市男女共同参画基本計画

たままゆプラン

概要版



結城市

はじめに

結城市では、「男女共同参画都市宣言」や「結城市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「第2次結城市男女共同参画基本計画（たままゆプラン）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりました。

「第2次結城市男女共同参画基本計画（たままゆプラン）」の計画期間が令和2年度で終了することから、これまでの取組における課題を踏まえるとともに、今後どのような社会が待ち受けているかという長期的な視点も加味し、「第3次結城市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

新たな計画においても、市民の皆様と事業所、各種市民団体、行政が一体となり、男女がともに責任を分かち合い、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年 3月

結城市長 小林 栄



第3次計画策定の趣旨

国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題の一つとして位置づけ、その実現に取り組んでいます。結城市においても、男女共同参画社会の実現を、市の最重要課題の一つとして位置づけ、平成14（2002）年に「結城市男女共同参画基本計画（たままゆプラン）」を策定し、これまで第1次、第2次計画のもと、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進しています。

「第3次結城市男女共同参画基本計画」は、第2次後期計画の計画期間（平成28年度～令和2年度）が終了したことを受けて、引き続き、市の男女共同参画の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を定めることを目的とします。

なお、第3次計画の計画期間は、令和3年度～令和12年度とします。

基本理念

人権の尊重と 男女平等の実現

～ともに認めあい、支えあい、

自分らしく輝ける社会をめざして～

結城市の男女共同参画をめぐる主な課題と方向

1 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を意識したあらゆる世代の意識啓発へ

幼少の頃から長年にわたって形成される無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が固定的な性別役割分担意識につながらないように、男女双方の意識改革に取り組む必要があります。

2 女性活躍推進の環境づくりへ

『男女雇用機会均等法』をはじめ、関係法令が次第に整備され、『女性活躍推進法』が施行されるとともに、働き方改革が進むなかで男女を問わず働き方の見直しに取り組む必要があります。

3 ワーク・ライフ・バランスの実現へ

共働き世帯が増えるなか、家事や子育ての負担の多くは、依然として女性にかかっています。新型コロナウイルス感染症拡大への対応で在宅勤務が増え、夫婦ともに家で働くケースも出てきており、家事や子育ての分担が急務となっています。

4 地域活動における男女共同参画を

近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大しており、女性にとっての魅力的な地域づくりが求められています。従来のしきたりや慣習にとらわれず、男女が協働することができる暮らしやすい地域づくりをすすめていくことが重要となっています。

5 DVの周知の徹底と相談機能の充実へ

DVについての意識啓発に努めるとともに、被害者が安心して相談できる体制について周知を図り、関係機関と連携して、被害者の自立支援に努めていく必要があります。

基本目標

施策の方向性

1 ともに育む意識づくり

- (1) 男女共同参画に向けた意識づくりの推進
- (2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

2 ともに働く環境づくり

- (1) 働く場における男女共同参画
- (2) 仕事と生活の調和の推進

3 ともに活躍する社会づくり

- (1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- (2) 地域における男女共同参画の推進

4 ともに尊重し合える ところとからだづくり

- (1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
- (2) あらゆる暴力の根絶

DV防止基本計画

施策の展開

基本目標1 ともに育む意識づくり

(1) 男女共同参画に向けた意識づくりの推進

男女共同参画社会の実現にとって、何よりも大切なのが男女の人権の尊重です。市民一人ひとりの意識に強く根づいている「男は仕事、女は家庭」といったこれまでの慣習の見直しを進め、人権尊重を基盤とした男女平等の意識づくりを進めます。

今後の取組 ① 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

誰もが男女共同参画に関心を持ち、理解を深めていけるよう、それぞれの世代に合わせた啓発手法や具体的な事例紹介など工夫を施したうえで、より一層の意識づくりを促します。

主な事業

男女共同参画に関する講座等の開催
男女共同参画に関する広報の充実
条例の普及と基本計画の周知



今後の取組 ② 男女共同参画を推進する体制の整備

市民の意識啓発を促進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを推進します。

主な事業

男女共同参画基本計画の進捗管理及び公表
基本計画推進委員会の運営
各種行政会議の実施

(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

子どもの頃から、男女共同参画の視点に立って考え、行動できるよう、男女平等教育や男女共同参画についての理解を深めるとともに、あらゆる教育・学習の場における、男女平等教育を推進していきます。

今後の取組 ① 家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進

家庭や地域という身近な生活の場において、男女共同参画が進むよう、家庭教育や生涯学習などの機会を通じて情報提供や学習機会の充実を図ります。

主な事業

家庭教育支援事業の充実
性的マイノリティの理解促進

今後の取組 ② 学校及び幼稚園・保育所における男女平等教育の推進

性別に関わりなく、個人を尊重する男女平等の意識を持った子どもたちを育成することができるよう、男女共同参画推進の学習環境を整備します。

主な事業

学校教育における指導者への男女共同参画の推進
人権教育・男女平等教育の推進



基本目標2 とともに働く環境づくり

(1) 働く場における男女共同参画

男女の雇用等における均等な機会を確保し、女性の活躍を推進するため、子育てや介護をしながらでも働き続けられる環境の整備や女性の能力を生かすことのできるよう、働き方の見直しや職場環境の改善、事業主や就労者の意識改革を促進します。

今後の取組 ① 働く場における男女共同参画の推進

女性が職業生活を継続し個性と能力を十分に発揮できるよう、事業主による制度や労働条件の改善を促していくとともに、周囲の人たちや家族の理解と協力を促進します。

主な事業

労働法等に関する周知
創業・起業相談窓口の実施

今後の取組 ② 女性が能力を発揮できる就業の支援

職場における意識や働き方の改革を推進し、仕事と家庭を両立できる環境整備を求めるとともに、多様な働き方を選択できる就業環境の整備やステップアップを希望する女性の登用を促進するなど企業等の取り組みを支援します。

主な事業

ポジティブ・アクションの啓発
女性活躍推進法の周知及び啓発



(2) 仕事と生活の調和の推進

ワーク・ライフ・バランスが、人生を豊かに生きるために大切であることを啓発するとともに、男女が協力して家事・育児・介護等に取り組むための情報提供や相談機会の提供、公的なサービスの利用促進など、適切な支援を行います。

今後の取組 ① 仕事と家事・育児・介護等の両立支援

男性の育児・介護休業の取得の促進や長時間労働の是正による働き方改革を事業主や企業などへ働きかけます。



主な事業

ワーク・ライフ・バランスの啓発
ワーク・ライフ・バランス推進事業所の紹介
両立支援のための保育サービスの情報提供
両立支援のための介護サービスの情報提供
企業への育児・介護休業制度の普及啓発

今後の取組 ② 多様なライフスタイルに対応した社会的支援

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点に配慮し、市や地域、関係機関が連携して取り組みます。

主な事業

障害児者の日中一時支援事業の実施
地域子育て支援センターの充実
ひとり親家庭等の生活及び就業への支援
介護者支援の充実

基本目標③ ともに活躍する社会づくり

(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

女性が社会参画する意義について啓発を図るとともに、審議会などの政策・方針決定過程の場への女性の登用を促進し、人材の育成や協働を推進します。

今後の取組 ① 審議会等への女性参画の推進

多様な人材が方針決定の場に参画していくことができるよう、関係機関や団体と連携しながら、女性自身の意欲と能力を高め、女性の参画しやすい状況を整えます。

主な事業

審議会等への女性の参画促進
女性人材登録制度の運用促進

今後の取組 ② 行政における男女共同参画の推進

本市職員一人ひとりに男女共同参画への理解を促し、各課連携しながら各施策を適正に実施していきます。

主な事業

男女共同参画に関する職員研修
女性職員の管理職登用促進
男性職員への育児支援制度の周知

(2) 地域における男女共同参画の推進

男女がともに協力し合いながら安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことができるよう、地域に残る固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直しながら、女性が参画しやすい地域づくりを推進します。

今後の取組 ① 地域活動における男女共同参画の推進

高齢者福祉、子育て支援、防災・防犯活動、環境活動など、地域における多様な活動への男女共同参画を推進します。

主な事業

男女共同参画に関する市民活動への支援
国際理解及び国際交流事業への支援

今後の取組 ② 農業・商工自営業等の男女共同参画の推進

農業・商工自営業などにおける男女の担い手が、固定的性別役割分担意識や慣習・慣行にとらわれず、個人の意思と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画を推進します。

主な事業

家族経営協定の推進
農業委員への女性の登用促進



今後の取組 ③ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

防災に関する政策・方針決定過程へ女性の参画を拡大するとともに、避難所の設置には、災害弱者や女性への配慮の問題などが発生する可能性があるため、女性の参画による災害時支援を図ります。

主な事業

防災普及啓発活動の実施
男女共同参画の視点に立った防災教室の実施

基本目標4 ともに尊重し合えるところからだづくり

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことができるよう、健康増進のための事業を実施し、市民の健康づくりを促進します。

今後の取組 ① 男女の特性に応じた健康支援

男女がお互いの身体的特性を理解し合うとともに、対等な立場で相手を尊重することが大切です。特に女性は、年代による身体的変化が大きいことから、女性特有の疾病や身体上の不安、悩みに対して、ライフステージに応じた意識啓発と積極的な予防対策に努めます。

主な事業

健康に関する相談拠点の充実
心と体の健康づくりを目指した教室の開催



今後の取組 ② 妊娠・出産の支援

妊娠、産後、育児中に不安を持つ女性が増えているため、切れ目のない支援体制の構築を促進します。



主な事業

性と生殖に関する健康支援
女性労働者への母性保護及び健康に関する情報の周知徹底と情報提供の拡大

(2) あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、DV（配偶者やパートナーからの暴力）やセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力防止への啓発や被害者支援を促進します。

今後の取組 ① 暴力などの発生を防ぐ環境の整備

広報などで法や制度などを周知し、関係各課や関連機関と連携を強化し、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取り組みを進めます。

主な事業

DV防止等に関する意識啓発
未就学児の保護者を対象とする性教育講話の実施
女性に対する暴力をなくす運動の啓発

今後の取組 ② 被害者に対する支援体制の充実

配偶者等からの暴力による被害者の早期発見に向けて相談体制や支援体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家庭内の暴力の増加が懸念され、非常時における相談支援に取り組みます。

主な事業

相談窓口体制の整備と連携体制の充実
要保護児童等に対する支援



目 標 値

基本目標	事業名称	目標数値の内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1 ともに育む 意識づくり	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する様々な分野の講座に参加した人数(延べ)	104人	150人
2 ともに働く 環境づくり	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の紹介	ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰数(5年累計)	4事業所	10事業所
3 ともに活躍 する社会 づくり	男女共同参画に関する職員研修	出席率(欠席届提出者を除く)	100%	100%
	審議会等への女性の参画促進	審議会等の女性登用率	27.7%	30.0%
	地域活動における女性の参加	自治会長(区長)に占める女性の割合	3.7%	5.0%
	市男性職員の育児休業取得率	市男性職員の育児休業制度を取得した割合	0.0%	10.0%
	家族経営協定の推進	協定締結家族数	54件	65件
	女性農業者育成事業の充実	パウロニアクラブの会員数	29人	40人
	女性人材登録制度の運用促進	女性人材名簿への登録者数(5年累計)	—	15人
4 ともに尊重 し合える こころと からだづくり	市民健康診査事業の充実	がん健診受診率	—	40.0%
		乳がん・子宮がん検診の受診した割合	乳がん 9.7% 子宮がん 7.4%	乳がん 30.0% 子宮がん 30.0%
	食生活改善推進員による健康支援	各教室における男性の参加率 ①ヘルシークッキング ②郷土料理教室 ③親子料理教室	① 9.7% ② 3.4% ③ 18.6%	① 20.0% ② 20.0% ③ 20.0%
計画全体	男女の平等感	しきたりや慣習において男女が「平等である」と回答した人の割合	13.3%	30.0%
		職場において男女が「平等である」と回答した人の割合	31.3%	40.0%
		政治の場において男女が「平等である」と回答した人の割合	10.0%	30.0%

SDGsの実現

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、平成27年(2015年)の国連サミットで採択され、持続可能な開発目標と訳されます。2030年を期限とした世界共通の国際目標として、17の目標と169のターゲットで構成されています。

その中の目標5では「ジェンダー平等を達成しよう」が掲げられ、ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うことが目指されています。「第3次結城市男女共同参画基本計画」を推進する中で、SDGsが目指す社会の実現に取り組みます。

ジェンダー／生物学的な性別(sex)に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。社会的・文化的に規定されるジェンダーが、私たちの考え方やファッション、言葉遣い、職業選択、家庭や職場での役割分担等に反映されます。

